

農振第0525002号
令和8年5月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊後大野市長 川野 文敏

市町村名 (市町村コード)	豊後大野市 (44212)	
地域名	豊後大野市	
地域内農業集落名	三重町	<p>【行政区】菅生、又井、森迫、浅水、宇対瀬、宮尾、深野、川辺、百枝、牟礼、上田原、法泉庵、西原、向野、市場一区、市場二区、市場三区、市場四区、市場五区、市場六区、市原、上赤嶺一区、上赤嶺二区、肝煎一区、肝煎二区、羽飛、鬼塚、内山、松谷、山中、久知良一区、久知良二区、内田、下赤嶺岡、下赤嶺中の原、下赤嶺下、朝日ヶ丘、下赤嶺東、芦刈、金田、入北、下小坂、中小坂、上小坂、三重原、東宮住宅、前内田、内田、高屋、松尾、下鷺谷、上鷺谷、下玉田、中玉田、山方、山田、中尾、久原、田町、小津留、高寺、深田、向田住宅、中津無礼、白山東谷(大無礼、板屋、奥畑)、代、稻積(中津留、久部、白谷)</p> <p>(農業集落)市場、肝煎一区、肝煎二区、羽飛、鬼塚、内山、松谷、山中、久知良、内田、下赤嶺、上赤嶺一区、上赤嶺二区、芦刈、金田、下小坂、中小坂、上小坂、広瀬、高屋、松尾、下鷺谷、上鷺谷、片内、三重原、菅生、又井、森迫、浅水、宇対瀬、宮尾、深野、川辺、百枝、牟礼、上田原、法泉庵、西原、向野、下玉田、中玉田、山方、山田、中尾、久原、田町、小津留、高寺、深田、中津無礼、内平、中津留、久部、白谷、大無礼、板屋、代、奥畑、入北</p>
	清川町	<p>【行政区】白山上区、伏野、宇田枝、左右知、清川 平石、六種、三玉、清川 天神、砂田、雨堤、臼尾、駅前</p> <p>(農業集落)中山、伏野、中野、内平、井崎、宇田枝、津留、宮迫、高城、左右知、轟、柏野、木南切、長小野、石原、小原、宮津留、上泉、下泉、天神、中村、左草、宇田、上市、長迫、中市、下市、原、深又、松尾1、松尾2、中尾、宗福、柿の木、岩戸、下辻、柚ノ木、岩戸、駅前</p>
	緒方町	<p>【行政区】上畑、滞迫、小原、栗生、上冬原、徳田、開拓、中野、大石、木野、冬原、下徳田、柚木、上野野、小宛、寺原、草深野、辻、軸丸南、軸丸北、上自在、下自在、馬場、井上、野尻、越生、原尻、久土知、野仲、緒方小野、知田、大化、緒方天神、馬背畑、上犬塚、緒方 平石</p> <p>(農業集落)軸丸南、軸丸北、上自在、下自在、馬場、井上、野尻、越生、原尻、久土知、宮園、野仲、小野、知田、今山、犬塚、柚木、上野野、下徳田、徳田、冬原、上冬原、木野、中野、大石、田良原、上小宛、下小宛、寺原、枝石、草深野、炭焼、大久保、年野、辻、真茅、土入、上栗生、湯ノ迫、小仲尾、谷門、堂内、小原、栗林、下滞迫、上滞迫、大村、仲村、上畑、土岩、大化、上馬背畑、中馬背畑、下馬背畑、徳尾、鹿屋、大無礼、天神、大渡、下志賀、上志賀</p>
	朝地町	<p>【行政区】近地、朝倉、朝地、坪泉、板井迫、田村、池在、瀬口、館、揚、朝地 町、和田、平井、樋口、堀家、上尾塚、中尾塚、下尾塚、朝地 小野、志賀、宮生東、宮生中央、宮生浦、綿田、北平、中熊、臼木、栗栖、田夫時、梨原、志屋、温見、小川野、鳥屋、やすらぎ団地</p> <p>(農業集落)近地、朝倉、朝地、坪泉、板井迫一、板井迫二、田村、池在、瀬口、館、揚、町、和田、平井、樋口、堀家、上尾塚、中尾塚、下尾塚、小野、上志賀、下志賀、宮生東、宮生西、宮生浦、綿田、北平、中熊、臼木、栗栖、梨原、志屋、温見、小川野、鳥屋、田夫時</p>
	大野町	<p>【行政区】大野町 町、佐代、妙勝庵、若藤(若宮、藤浪)、南、北、藤北(藤北、府手、木原)、高野、宮迫(宮原、宮本、宮迫、浅草、谷犬山)、片島、田代(犬山、川北、川南)、駒鹿(駒方、小鹿)、酒井寺(酒井寺東、酒井寺西、平岡)、屋原(庄屋、辻、代ノ原)、桑原、北園(北園、向原、古殿)、大野大原(窪、大鳥、住吉、小原)、郡山、両家、大野 津留、大野 原、矢田(矢田、岩上、中角、沈墮、深野)、中原、小倉木(小倉木、木浦畑、佐淵、徳尾)、十時、光昌寺、小切畑、杉園(菅田、上園、穴井、三ツ木)、後田北(牧原西、牧原東、茜)、後田南(岡、代三五、中道、広戸)、中土師(河面、岩杉、中土師、田附)、安藤(安藤、貫原、長尾)、沢田</p> <p>(農業集落)町東、町西、佐代東、佐代西、若宮、藤浪、妙勝庵、南、北、木原、藤北、府手、高野、宮原、宮本、浅草東、浅草西、谷犬山、宮迫、片島、犬山、川北、川南、駒方、小鹿、中原、平岡、酒井寺東、酒井寺西、代ノ原、庄屋、辻、桑原、北園、古殿、向原、住吉、窪、大鳥、小原、郡山、両家、大野 津留、大野 原、矢田、岩上、深野、中角、沈墮、徳尾、佐淵、木浦畑、小倉木、十時、光昌寺、上園、菅田、穴井、代三五、広戸、中道、岡、茜、牧原東、牧原西、河面、岩杉、田附、中土師、長尾、安藤、貫原、沢田、師田原、木浦内、小切畑</p>
	千歳町	<p>【行政区】原田、倉波、田原園、大木、漆生、高畑、柴山、日向久保、田口、舟木、新殿、中部、横尾、石田、長峰、大迫、高添</p> <p>(農業集落)原田、倉波、田原園、大木、漆生、高畑、舟木、田口、新殿、横尾、石田、長峰、大迫、高添、日向久保、柴山</p>
	犬飼町	<p>【行政区】長畑、山内、栗ヶ畑、黒松、高津原、犬飼山田、畑ヶ川、柴北上、柴北下、葛川、下野、上津尾住宅、宇津尾木、阿原、内河、上津尾、真萱、下ノ原、下町、一部、二部、三部、本町、上サ町、上フ町、新道、小福手、舞田台、犬飼原、犬飼津留、上重、渡無瀬、石井、上山奥、下山奥、高松、戸上、長谷、荻原、久原上、久原下、久原住宅、細口、松田</p> <p>(農業集落)下野、上津尾、内河、真萱、阿原、下の原、町部、小福手、原、津留、上重、渡無瀬、石井、上山奥、下山奥、高松、戸上、長谷、荻原、久原、釣戸、細口、松田、長畑、山内、栗ヶ畑上、栗ヶ畑下、黒松西、黒松東、三ノ岳、山田、宇津尾木、高津原、畑ヶ川、柴北上、柴北下、葛川</p>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月29日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【市内共通】

中山間地である本市では、少子高齢化による人口減少や都市部への人口流出等により、農業者の減少及び高齢化が深刻で、遊休・耕作放棄地の増加を招いている。持続的に農地の利用を図り地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保・育成及び地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。このため、担い手の経営面積の拡大や農地集約による効率化を図る必要がある。また、米中心の営農体系から、収益性の高い園芸品目の導入など営農体系を転換していく必要がある。

- ・農業者の減少と高齢化による担い手不足。
- ・耕作放棄地の増大。
- ・農業収入で生計を立てるのが困難。
- ・鳥獣被害対策を実施してもなお被害が多い。
- ・畦畔、水路、農道等の草刈り作業の人手不足。
- ・耕作条件の悪い土地がある。
- ・集落営農法人の後継者不足。
- ・地域の中心として農地を維持管理してきた担い手や中山間集落協定の後継者不足。

【豊後大野市の基礎的データ】

農業者：認定農業者290経営体、認定新規就農者17経営体、中山間集落協定数 150
平均年齢は72歳
田 4,060ha 畑 2,000ha
主な作物：水稲、麦、大豆

【市内共通以外の各町・各地域の事項】

【三重町】

- ・(芦刈集落) 甘藷が植えられない圃場に何を植えるかについて新たな作物や栽培方法を検討していくのが課題である。また法人の役員の高齢化や世代交代も課題となっている。
- ・(芦刈集落(浅水集落)こだれ木(枝垂れ木)により日が当たらないため、作物がでにくい箇所がある。環境の整備が必要と考える。
- ・(久知良集落(久知良一区)) 耕作を継続したいが耕作条件の悪い農地や法面や水路・農道の管理が負担となっている。
- ・(金田集落) 地区内の農地やその周辺の情報をやりとりする体制が少なく、協力体制を取りづらい。そのため離れた農地の管理が難しい。

【清川町】

- ・(中村集落(三玉区)) 新規就農者の確保・育成とともに地域の活性化を図るため新たな作物の導入が課題である。
- ・(小原集落(六種区)) 川から揚水を行いパイプラインで水を供給しており、揚水施設が生命線となっている。近年、川の取水口への土砂の堆積が課題となっている。潜水夫に依頼し取水口の土砂を撤去してもすぐに土砂が埋まるため費用がかかり困っている。

【緒方町】

- ・(小原集落) 中山間集落協定と法人が中心となり農地の維持管理を行っている。
- ・(上畑集落) 地域の大部分が家庭菜園であり、地権者が維持管理し、農業経営を行っている者はいない。
- ・(滞迫集落・栗生集落) 滞迫には耕作者がいるが、下滞迫にはいない。草刈り作業のみを行っている者が多い。中山間集落協定が中心となり農地の維持管理を行っている。
- ・(上年野集落) 水路の老朽化による漏水のおそれがある箇所の早めの改修工事が必要。
- ・(柚木集落) 農業施設の老朽化による負担増、不在地主の増加により荒廃農地が増加傾向にある。
- ・(小野集落) 急傾斜地は農道・水路の維持管理は限界に来ており、悪条件の箇所が荒廃地となる。
- ・(天神集落) 農地の所有者が地区外の場合、現在の法律内では解決できない。
- ・(大化集落) 大化集落は稲作中心であるが優良販売ルートの検討が必要。
- ・(小宛集落) 小宛集落は「営農組合」「ライスセンター」「田植組合」で連携しているが、稲作以外の経験がなく将来的に基幹作物として稲を継続していくが個々の圃場の特性に合う作物をも探求する必要がある。

【朝地町】

- ・(上尾塚・中尾塚集落) 1枚当たりの作付け面積が狭く大型機械により生産コストを下げるのが難しい。農道の整備がすすんでいないため道幅が狭く、2トン車が通らない。水路の整備も遅れており、1枚ごとに入水口がない。水田の周りにある雑木林が大きくなり、日当たりが悪くなっている。法人の構成員の高齢化により面積拡大に取り組めない。協定外の農業者がいない。基盤整備に取り組み農道・排水路の整備の検討も必要である。

【大野町】

- ・(川南集落(田代区))遊休農地の増加、さらには農地の継承(相続)も困難となっている状況にあることから、地域住民の意見要望を聞きながら継続的に農地を守る仕組み作りが必要である。
- ・(庄屋集落(屋原区))協定内農地6.3haは現耕作者が管理を続けるが、4.7haについては農業生産組織へ貸し付けの意向あり。
- ・(小倉木集落)燃料・肥料高騰で経営を圧迫し農業意欲が低下している。
- ・(藤北集落)草刈り、祭りなど共同活動が、人数不足により個人個人の負担が大きい
- ・(小切畑集落(十時区))集落の農業者は80歳以上であり、所有者は、農地管理のため近郊より帰省し、農地保全しているが、所有者の農地の保全管理は困難である。地域内の不在者農地は2名の大規模農家や1名の地域外認定農業者により耕作し農地を保全している
- ・(田代集落)担い手はいるが、貸し付け意向があるものの借り手が決まっていない農地がある。将来的に補修を必要とする水路がある。
- ・(中原集落)栽培における疫病への対策が課題である。

【千歳町】

- ・(柴山集落) 耕作条件が悪い農地があり、水田としての維持が困難な農地がある。法面や水路の管理も負担となっている。集落営農法人も後継者がいない。
- ・(田口集落)水利組合が管理している揚水施設、埋設吸水管等が40年以上経過し老朽化しているため耕作の継続に不安がある。
- ・(石田集落)災害により耕作不能となった土地の林地化を行った。

【犬飼町】

- ・(大寒集落(下山奥区))農作物を作付けしても鳥獣被害があり農業を諦める人が多い。大寒は、保全会の総会により地区の農地を将来的に法人に集約し、地域で保全管理を行うことにしているが、地権者が自ら耕作できる間は受託を希望していないため、集積が進んでいない。現状の農業経営(特に中山間)では、近年の気候変動や獣害被害により、もうかる農業とはほど遠い。法人の維持・継続は困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【市内共通】

- ・ 担い手がいる集落は担い手への過度な負担が起きない範囲で農地の集積・集約化について行う。
- ・ 地権者も水路や農道の管理に協力し地域全体で農地を守っていく。
- ・ 担い手のいない農地に関しては、地域で草刈り・耕運等により耕作できる状態を維持・管理していく。
- ・ 新たな担い手の確保・育成は地域内に限定せずに行う。
- ・ 水稻、麦等の経営を引き続き行っていくが、収益が期待できる新たな作物の導入も前向きに検討していく。
- ・ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人に集積を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- ・ 電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュの活用、不具合の修繕などの鳥獣被害対策を個人だけではなく地域で考えて取り組んでいく。
- ・ 農作業の省力化・効率化を図るため、スマート農業に取り組む。
- ・ 農地中間管理機構を通しての農地の貸し借りを進める。

【市内共通以外の各町・各地域の事項】

【三重町】

- ・ (芦刈集落) 法人を中心として集積・集約化した農地を維持していく。賃貸借契約等により法人へ農地を貸し出している所有者も含め地域全体で農地を守っていく。後継者についても地元内に限定せず担い手の確保・育成を図る。新たな作物としてゴボウを検討していく。耕作放棄地を発生させないように草刈り等地域全体で維持管理に努める。こたれ木(枝垂れ木)により日が当たらない箇所は地権者に協力を依頼し伐採する。
- ・ (久知良集落(久知良一区)) 担い手を中心として集積・集約化する。担い手に賃貸借契約により農地を貸し出している所有者も、水路や農道の管理に協力し地域全体で農地を守っていく。後継者についても地元内に限定せず担い手の確保・育成を図る。新規就農者等の受け入れも行う。高収益作物への取り組みを将来的に検討していく。
- ・ 他地区の取り組みがあれば参考にする。
- ・ (金田集落) 担い手への集積は完了。鳥獣害対策として電気柵を適時に設置・補完。
- ・ (上田原集落) 圃場整備実施より50年が経過し、団地・水路が老朽化しているため改善計画に取り組む。圃場・水路整備を行い営農労力の省力化、経費の削減、新規作物の作付けに取り組む。また新規就農者の雇用拡大、地域の保持に努める。
- ・ (森迫集落) 排水不良圃場の排水対策工事を行い耕作条件の改善を図る。用水不足の圃場の用水施設・設備の修理改善を行い、用水の確保を図る。協定用農地は全ての圃場を獣害防止の金網などの柵を設置し、随時見回り・修理を行う。
- ・ (法泉庵集落) 管理者の高齢化により変更が生じた際の対応策を検討する。用排水路の補修工事に取り組む。
- ・ (浅水集落) 農作業の省力化のためドローンの防除に取り組む。高齢化による畦や水路・農道の管理が大変なことから、個々の負担にならないよう共同作業の拡大を検討する。
- ・ (中尾集落) 老朽化した用水路の補修を行い水利管理の効率化を図り、鳥獣害防止対策を集落で協力して行う。
- ・ (宇対瀬集落) イノシシ被害防止のため電気柵を集落の山側に設置する。農地(休耕田)に大豆・ひまわり・レンゲ草などの植え付けに取り組む。

【清川町】

- ・ (津留集落(宇田枝区)) 農道の草刈りや水路清掃、法面点検等を協力して取り組んでいく。
- ・ (左右知集落(左右知区)) 基盤整備事業の終了後に防止柵の再整備を行う。
- ・ (井崎集落(宇田枝区)) 景観作物を植えて農用地を維持する。鳥獣害防止対策として防止柵の傷んだ箇所の修繕に取り組む。
- ・ (佐草集落(三玉区)) 防止柵の設置箇所を集落全体に拡大する取り組みを景観を損ねない範囲で検討する。

【緒方町】

- ・(小原集落) : 今後も中山間集落協定の構成員と法人が中心となり農地の維持管理を行っている。
- ・(上畑集落) : 地権者による草刈り等による農地の維持管理を続けていく。
- ・(滞迫集落・栗生集落) : 中山間集落協定の構成員が中心となり農地の維持管理を行っていく。
- ・(下徳田集落) 畦畔の草刈りの省力化を図るため、無人草刈り機の導入を検討する。耕作の継続が困難な農地が生じた場合は可能な範囲で協定が草刈り、耕運の維持管理を行う。受け手の見つからない農地は農地中間管理機構に受け手を希望する農地として登録する。
- ・(柚木集落) 老朽化した水路等の改修など基盤整備を促進する。農作業の省力化に向けた先端技術などの調査研究の推進、管理者不在となる農地の荒廃を防ぐため耕起、草刈りなどの管理を集落協定管理者が行う。
- ・(上年野集落) 水路工事の申請のための積み立てを行う。集落の現状や課題を共有し把握するための定期的な話し合いを行う。そのため意見交換やアンケートを実施することを検討する。
- ・(大久保・炭焼集落) 畦畔の草刈りの省力化を図るため、自走式草刈り機又は無人草刈り機の導入を検討する。中山間協定の会計事務を土地改良区へ委託することを検討する。
- ・(前辻集落) 中山間制度や多面的機能支払い制度の活用による共同活動作業を継続していく。
- ・(軸丸北集落) 中山間事業で重機を借り上げ耕作地の整備(鳥獣被害、排水路、畦畔)を行う。
- ・(井上集落) 担い手は新規作物としてカボスに取り組む。
- ・(野尻集落) 電気柵の計画的設置、耕作放棄地の計画的草刈り作業、管理すべき農地の選択、草刈りしやすい農機具の所有(自走草刈り機など)。新規就農者が移住したくなるような集落にしていく(空き家の提供、集落をきれいにする。)
- ・(天神集落) 不在地主との連絡体制の構築を農業委員会を通じて検討したい。草刈り作業の省力化のため大型草刈り機の導入を検討する。農道・市道の支障木除去を可能な範囲で行う。
- ・(馬背畑集落) 基盤整備による耕作条件の改善に取り組む。水路等の維持管理に人手不足が生じているので雇用資金を出す。
- ・(平石集落) 担い手のいない農地は緑肥作物を植える。
- ・(裏年野集落) 軽量草刈り刃の導入や生産活動困難な農用地の所有者の親戚に相談し継続維持を進めていく。
- ・(大化集落) 集落協定協議会、法人、保全会の3者と連携強化を図り協力していく。法人は農産物の高付加価値化による所得の向上を図るためにさつまいも、里イモ、かぼちの生産販売に取り組む中である。耕作継続が困難な農用地は林地化(杉、檜の植林)やカボス等の果樹の植樹の取り組みを検討する。
- ・(小宛集落) 現管理者が耕作困難になった場合は、通知をもらった集落協定や地元保全会が新たな耕作者を探す。もし見つからない場合は地元営農組合が維持管理を行う。

【朝地町】

- ・(上尾塚・中尾塚集落) 法人と集落協定にて農地の維持管理を行っていく。基盤整備により耕作条件を改善する。農地集積について今後も協議を継続していく。新たな作物の導入も検討し所得の向上を図る。
- ・(鳥屋集落) 条件の悪い農地は新たに大豆や景観作物を植えることを検討する。
- ・(綿田集落) 集落の自治(コミュニティ)機能の強化を図る。
- ・(中熊集落) 畦畔の草刈りの負担軽減のため機械を導入する。
- ・(板井迫集落) 農地の整備を進め効率の良い農業が出来るようにしたい。

【大野町】

- ・(光昌寺集落(十時区)) 担い手を中心として集積・集約化をする。担い手に賃貸借契約により農地を貸し出している所有者も、水路や農道の管理に協力し地域全体で農地を守っていく。新規就農者を受け入れやすい体制を整備する。そのため農業指導者の育成、空き家登録の推進による移住者の来やすい環境整備を検討する。荒廃農地にならないために草刈りや耕作による農地の維持を行い、利用希望者がいれば農地の貸し出しを行う。地元団地管理組合の後継者についても地元で協議していく。
- ・(十時集落) 用水路の法面保護、用水路の再編を行う。
- ・(庄屋集落(屋原区)) 畦畔の草刈りの省力化を図るため協定外からの人材登用も考える。鳥獣被害防止対策として電気柵設置を考えていきたい。協定地域周辺の土地で日照が悪く水量の確保が困難で耕作継続が困難な農地は林地化を検討する。
- ・(平岡集落(酒井寺区)) 耕作困難になった場合は、荒廃を防ぐために林地化をすすめる。電気柵や金網柵の設置をR14年度までに強化する。
- ・(辻集落(屋原区)) 担い手のいない農地は中間管理に登録するよう検討する。用水路の漏水は漏水防止工事の協議を行う。景観作物の植え付けで農用地を維持する。
- ・(木原集落(藤北区)) 耕作条件が悪い農地は牧草やれんげを植える。
- ・(藤北、高野(藤北区)) 耕作継続が困難な農地は林地化も検討する。
- ・(小切畑集落(十時区)) 担い手について、地区外からの通勤者となる場合は、居住などの整備も行い、新規就農受け入れの体制をつくる。また所得を上げるため米作物以外の作物の導入の検討も必要。現在受け手が見つからない農地について中間管理機構に受け手を希望する農地として登録することを検討する。
- ・(両家集落・田升集落(両家区)) 協定内で農地管理が困難な圃場を維持するため、耕起・除草作業を行う。また水路側道の未舗装箇所についてはコンクリート舗装することを検討する。
- ・(河面集落(中土師区)) 協定内の認定農業者や農業組織が農地の受け皿が困難な場合は協定参加者で話し合い検討する。
- ・(田代集落) 受け手が見つからない農地は極力協定内農業者や法人でマッチングを進める。困難な場合は、協定外又は中間管理機構を通じて確保する。確保が困難な場合は保全管理に努める
- ・(中原集落) 耕作放棄地や荒れ地が増えないよう耕作面積のある程度の維持が必要。害獣の習性把握のための監視カメラの設置の検討。

【千歳町】

- ・(柴山集落) 新たな作物の導入として令和5年より白ねぎに取り組んでおり、所得の向上を図っている。後継者について地区内の対象者の洗い出しと勧誘を行い、担い手の確保・育成を図る。所有者は自作できなくなれば法人に預ける。法人の後継者問題は地区も協力し考える。
- ・(高畑集落) 農道未舗装部分や圃場出入り口付近のコンクリート打設計画を協定内で共有する。
- ・(石田集落) 維持管理の農地の増が予想されるので、若手を中心とした「農用地維持管理チーム」の結成を検討する。
- ・(大高集落(高浜区)) 集落の自治(コミュニティ)機能の強化も図っていききたい。
- ・(田原園集落) 荒廃化防止を目的とした農地の林地化を検討する。

【犬飼町】

- ・(長畑集落) 他の中山間集落協定と連携し、広域化により農地の維持管理を行っていききたい。
- ・(細田集落(西寒田区)) 集落の農道を整備(路肩補修等)し耕作しやすい環境づくりを行う。さらに景観作物を植えて農用地の維持管理に努める。
- ・(北津留集落(柴北下区)) 鳥獣被害対策として電気柵の二重設置(柴北下集落)や、電気柵の支柱の間隔を狭くし、被害防止に努める。
- ・(大寒集落(下山奥区)) 集落協定内で農業生産組織(法人)の支援・育成に努める。後継者育成が必要であり国県の補助を活用できる方策の検討が必要である。法人が行っている畑作物(麦、大豆、里芋、かぼちゃ等)により収益の拡大と雇用の創出を行い、若手農業者への地域への定着が将来の在り方と考えている行政は自由度の高い交付金などの支援策を検討してほしい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7,089 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7,089 ha
【うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積】【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
急傾斜地は今後保全・管理を検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
市内共通
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会と相談し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
市内共通
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員、農地利用最適化推進委員及び農業委員会と相談し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
市内共通
<p>【実施中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇田枝地区(住所:清川町宇田枝(津留)・左右知) 事業期間暫定 R1～R9 事業名 ほ場整備事業 畑地化事業(経営体育成事業) ・上田原地区(住所:三重町上田原) 事業期間暫定 R4～R9 事業名 ほ場整備事業 畑地化事業(経営体育成事業) ・桐原・東光寺地区(住所:三重町西畑) 事業期間暫定 R6～R9 事業名 ほ場整備事業 畑地化事業(経営体育成事業) ・久田地区(住所:三重町本城) 事業期間暫定 R8～R10 事業名 水田畑地化推進基盤整備事業 <p>【採択に向け協議中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大寒地区(住所:犬飼町大寒) 事業期間暫定 R10～ 事業名 ほ場整備事業(採択に向け協議) ・菅尾地区(住所:三重町菅生) 事業期間暫定 R9 ～ 事業名 ほ場整備事業(採択に向け協議) <p>【要望中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下山奥地区(住所:犬飼町大寒) 事業名 ほ場整備事業(要望段階) ・芦刈地区(住所:三重町芦刈) 事業名 ほ場整備事業(要望段階)
市内共通以外の各町・各地域の事項
<p>【緒方町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(大化集落)基盤整備に取り組みたいが、地権者に費用が発生することと、相続が終わっていない田がある。また基盤整備では法面の石垣化やコンクリート化ができない等の課題がある。規制緩和を国にお願いしたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市内共通
・地元で担い手の育成確保を行う。また地区外からも多様な経営体を募集する。
市内共通以外の各町・各地域の事項
<p>【清川町】</p> <p>(小原集落(六種区))大分県立農業大学校の卒業生や農協の人材派遣を活用し、地域内外から多様な経営体を募集し、指導を行い育てていく取り組みを展開する。また現在、中村集落や中野集落の法人と作業の連携を行っており、困っているときは加勢をお願いする。</p> <p>【大野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(光昌寺(十時区))農業指導者の育成、空き家登録の推進による移住者の来やすい環境整備、農業体験ができるような体制も考えていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

市内共通

- ・農地の維持管理のためシルバー人材センターへ草刈り作業の委託を行う。
- ・菜果野アグリを通じた人材派遣を活用する。
- ・農作業全般について、市農林業振興公社を活用して作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

市内共通

①イノシシやシカの被害をなくすため住み家となる荒廃農地をなくす。被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

市内共通以外の各町・各地域の事項

【清川町】

(中村集落(三玉区))(小原集落(六種区))②堆肥の利用や減農薬を段階的に進める。⑨花木の取り組みを検討する。

【千歳町】

(柴山集落)⑧地元溜池組合が管理し水路として利用している溜池について、池周りの石壁が破損し、池に流れ込んで困っている。石の除去や改修等行っていく。

【大野町】

(光昌寺集落(十時区))①鳥獣被害対策に関して、水田は金網柵をしているが、畑は意見がまとまらず実施していない。今後検討していく。また作物により多忙期が違い、猟期が終わるとシカやイノシシが帰って来るという課題があるため、通年の対策を検討していく。

【三重町】

(芦刈集落)②堆肥を活用し化学肥料の低減に務める。

⑦作物への日照対策としてこだけ木等の除去の対策に取り組む。地権者を把握できれば伐採等働きかける。

【緒方町】

・(小宛集落)①獣害対策として、耕作地周辺の草刈りや電柵の適正管理、侵入防止フェンスの設置、猟師道の整備、耕作放棄地の発生防止に関して集落協定や地元資源保全会で検討し、実施する。

【令和7年】

○農地転用等による地域計画の区域からの除外。

○農業振興地域よりの除外に伴う地域計画の区域からの除外。

○農業用施設を建設のため農地の用途変更。

○非農地証明発行のため、地域計画の区域から除外。

○中山間地域等直接支払の対象農地の追加による地域計画の区域への編入及び目標地図位置づけ者変更。

○目標地図位置づけ者変更(認定新規就農者の位置付け)

○目標地図位置づけ者追加(親元就農者の位置付け)

○地番変更等の整理による面積等の修正。

○農地中間管理事業貸付済み農地に伴う変更(地域計画区域へ編入及び目標地図位置づけ者変更)

○基盤整備事業対象農地を地域計画区域へ編入及び目標地図位置づけ者変更。

【令和8年】

○中山間地域等直接支払の対象農地の追加による地域計画の区域への編入及び目標地図位置づけ者変更。